

## 議長

農業委員現在数14名、出席14名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和5年度第3回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第8番 町田委員さん、第9番 川口委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から今日までの日程行事につきましてご報告いたします。

5月30日、令和5年度全国農業委員会会長大会、加藤会長にご出席いただきました。6月8日、霞園芸生産組合第53回通常総会、加藤会長にご出席いただきました。

6月15日、親子農業体験の準備、代掻きを藤橋の水田で行いました。経営部会の皆さま、加藤会長、小峰職務代理にご出席いただきました。6月17日、親子農業体験の田植えを同じく藤橋の水田で経営部会の皆さま、加藤会長、小峰職務代理にご出席いただきました。6月19日、東京都農業会議第133回通常総会、引き続き事業推進委員会が開催され加藤会長に出席をいただきました。6月20日、農業委員会地区別広域連携会議（西多摩地区）が秋川で行われ加藤会長、小峰職務代理にご出席をいただきました。

諸報告は以上です。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件を上程いたします。

それでは整理番号1番について、石川委員の説明をお願いします。

## 委員

議席番号5番 石川です。

整理番号1番について説明をします。

6月15日 事務局2名、本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

## 委員

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この畑は、自宅の前にある畑でお茶の木が植えてありました。毎年、申請人の弟さんと二人で草刈りをしているのですが、今年はお互い仕事の都合がつかず、お茶刈りをするのをあきらめたそうです。9月には刈り込みをして来年に備えると言っていました。草は除草がしてあり、しっかり管理されていることを確認しました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号2、3番について、森田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号6番 森田です。

整理番号2番について説明します。

6月14日 事務局2名、家族立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は、全部お茶が作ってあり茶葉は収穫済みです。地番は、刈ならし中です。地番は、一団の畑で深刈り中とのことです。地番は、一団の畑で刈ならし中です。地番は、一団の畑で深刈り中です。地番は深刈り中。地番は深刈り中。畑全体はきれいに管理されていました。よろしくご審議をお願いします。

## 委員

整理番号3番について説明します。

6月14日 事務局2名、本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

自宅前の一団の畑で、地番はお茶、地番はキウイ、ダイコン、ニンジン、ジャガイモが作ってあります。地番は、お茶が中心に作ってあり一部にジャガイモ、ナス、トマトが作ってあります。管理が行き届いていました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号4, 5番について、鈴木清委員さんの説明をお願いいたします。

## 委員

議席番号13番 鈴木です。

整理番号4番について説明いたします。

6月14日 事務局2名、本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

2筆は自宅の南側一団の農地で、ビニールハウスが1棟あり、そこではトマトが栽培されてきました。その他は、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ、ピーマン、色々なものが栽培されておりました。草一つなく、きれいに良好に管理されており、特に問題がないと判断しました。よろしくご審議をお願いします。

整理番号5番について説明いたします。

6月14日 事務局2名、本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

## 委員

特例適用農地

地番、地目畑、面積

自宅の北側に隣接する農地で、ジャガイモ、トウモロコシ、ヤツガシラ、落花生等が植えてありまして、果樹はブルーベリーが植えてありました。良好に管理されており問題ないと判断いたします。この方は、親子で息子が最近サラリーマンを退職して、農業専業になり非常によく働いています。基本的には、直売センターに出していたのですが、最近は畑の一角に無人販売所を設けて、積極的に取り組んでおられます。特に問題はありませんのでよろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号6番について、鈴木信義委員さんの説明をお願いいたします。

## 委員

推進委員 鈴木です。

整理番号6番について説明します。

6月14日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここは自宅前の道路を挟んである畑です。畑の北側には、クリ、ビワが栽培されていました。中ほどにトウモロコシ、ズッキーニ、インゲン等の野菜とクリが栽培されていました。北側の道路際には、月桂樹、カガメ、トウムギ、南側にはオリーブ、ローズマリーが植えられていましたが、手入れが行き届かず道路に大きくはみ出していました。このような状況から、本人に改善をお願いし6月22日に剪定等の完了の確認をしました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

## 議長

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」2件を御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の                      さんから譲受人の                      さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業

## 事務局

常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第5号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第6号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、露地野菜をつくる計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、6月14日に森谷委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に整理番号2番

こちらは、譲渡人の                      さんから、譲受人の                      さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、露地野菜を作る計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、6月14日に森谷委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1、2番について、森谷委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号11番 森谷です。

整理番号1番について説明します。

6月14日 事務局2名と本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この場所は、自宅の裏側お茶畑の間にある畑です。ネギ、ジャガイモ、キュウリ、ナス、トマト、ショウガ等、少量ですが多品種植わってしまして草もなくきれいな状態で問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第3号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第3号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の                      さんが令和5年1月26日に死亡されたため、相続人である                      さんと                      さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、6月14日に加藤委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、担当委員の私から補足説明をいたします。

事務局と私で現地調査を行いました。

地番は自宅の隣の農地で自家消費用の野菜などを作っていました。地番は一団の畑でして東京都の委託苗が植えてありました。後日あそこの土地はどうするのかと聞いたところ北側の2/3を売るということで、南側の方には落花生が植えてありました。畑はきれいになっていて一生懸命頑張っていたなと思いました。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。



## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第4号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。

宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみ判断で非農地の証明を行うことができます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第4号 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第4号別紙2は写真撮影方向図となっております。議案第4号別紙3は現況写真になります。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理

## 事務局

的な条件整備が著しく困難な場合」「イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」の両方に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の小峰委員と行き、加藤会長と川口部会長には現地の状況について説明しております。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、小峰委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号10番 小峰です。

整理番号1番について説明します。

5月15日 事務局と現地調査を行いました。

現場は、吉野街道の御岳山と奥多摩に行く分岐の手前の山の急傾斜地が道路まで迫っているところで、山林と雑草が繁茂していて、過去も畑だったという認識はわからないのですが、ここは畑というのは無理かなと判断しました。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

## 議長

よって、議案第4号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第5号「国有財産一般競争入札に伴う参加資格の審査について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第5号「国有財産一般競争入札に伴う参加資格の審査について」ご説明いたします。

本案件は、令和5年6月6日付で、関東農政局長より国有財産一般競争入札に伴う入札資格の事前審査について照会があったため、お諮りするものです。申請者に入札参加資格があるか否か、農地法第3条許可基準に沿ってご審議いただき、今後は農業委員会からの意見書を関東農政局へ提出する運びとなります。それでは、説明に入ります。

まず、参考資料を御覧ください。国有農地を買い取るにあたり、こちらに記載の農地法施行規則第95条第1項に申請者が該当するか否かの判断をしていただきます。

本議案は、関東農政局が一般競争入札に付した物件で、土地の所在は青梅市富岡、面積㎡です。

議案第1号整理番号1番の申請者についてご説明いたします。

申請者

農地法第3条の許可基準については別紙5-1の調査書のとおりです。お配りしております調査書をご覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、申請者およびその世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号。農地所有適格法人以外の法人は農地を所有することができませ

## 事務局

るので、法人が許可を受けるためには、農地所有適格法人であることが求められます。本案件については個人ですので、適用いたしません。

次に第2項第3号。本案件については、信託ではございませんので、適用いたしません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、申請者および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、申請者およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。本案件については、転貸ではございませんので、適用いたしません。

最後に第2項第6号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、申請地を耕うん後、露地野菜を栽培していく計画ですので、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断いたしました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、資格については問題ないと考えます。

また、議案第5号別紙2を御覧ください。

こちらは、山梨県北杜市農業委員会が発行した耕作証明書になります。

こちらのもと、       さんは山梨県で所有している農地を適正に管理されていると判断いたしました。

以上をもとに、議案第5号別紙3の通り農地法施行規則第95条の有無に関する農業委員会意見書の案を作成いたしました。

1が入札申込者の住所、氏名。2が売り払い予定地の所在。3が農地法第3条第2項該当の有無ですが、別紙1の通りこちらは全て該当しないと回答いたします。

また4の農業委員会の意見および意見決定日ですが、農地法施行規則第95条第1項に該当する。意見決定日は本日令和5年6月26日と回答させていただきます。聞き取り調査により適正であると認められるため。といたしました。

## 事務局

なお、現地調査でございますが、6月19日に川鍋委員と行いまして、調査結果は資格について問題なしであるとの判断となりました。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号2番 川鍋です。

6月11日 事務局2名、本人立会いの下、現地調査を行いました。

この畑は、10年以上前だと思いますが、梅の木が2～3本植えられていたところで、草がぼうぼうで、前に借りていた方が石を入れたそうです。その土地で野菜を作りたい意向で、使えばそこを使いたいという希望をもっています。        さんは、自宅のそばに小さな土地で色々な野菜を育てていまして、北杜市に青梅から通って耕作をしているということで、前に本人から北杜市の土地は相続で持っているというのを、お聞きした記憶があります。基本的に畑に向くかどうか、本人もそこを調べて出来れば露地野菜、だめなら果樹を植えたいという希望をもっておられました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 質疑1 委員

入札の発表は何でわかるのでしょうか。

## 事務局

国のホームページで公表、市役所では紙で告示しています。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「国有財産一般競争入札に伴う参加資格の審査について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、6件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、3件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、17件で3ページから5ページに記載されたとおりです。

次に「耕作証明書について」は、1件で6ページに記載されたとおりです。

## 議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時10分から開会いたします。